

報告事項 1

富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の減額の基準となる所得（軽減判定基準所得）の計算方法を下表のように改めました。

	令和2年度	令和元年度
7割軽減	330,000 円	330,000 円
5割軽減	330,000 円+ <u>285,000 円</u> ×被保険者数	330,000 円+ <u>280,000 円</u> ×被保険者数
2割軽減	330,000 円+ <u>520,000 円</u> ×被保険者数	330,000 円+ <u>510,000 円</u> ×被保険者数

・経過

令和 2年 3月31日 地方税法施行令の一部を改正する政令公布
同日、専決処分

令和 2年 4月 1日 改正条例施行

・影響人数等

合 計	世帯数	人数（人）	影響額（円）
	58	92	2,745,788